

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2716号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

水車のある風景 (宮城県)



も く じ			
随 想	情 報	政 策	論 説
伊根町が伊根町として在り続けるために……………	町村Nav……………	過疎法の拡充・延長について―「ソフト事業」へ対象を拡大― ……………前総務省過疎対策室長(現兵庫県環境担当部長)……………	転換期のグリーン・ツーリズムの意義と課題 ……………東洋大学社会学部部長……………
吉本 秀樹……………(11)	……………	……………佐藤啓太郎……………(6)	……………青木 辰司……………(2)

閑話休題

農村版まちなか居住の試み ―暮らしがいを決め手に―

作新学院大学総合政策学部教授

橋立 達夫

土澤商店街(宮城県花巻市東和町)の新長屋プロジェクト、『こっぽら土澤』が、構想から8年、いよいよ着工の運びとなった。若き日の宮沢賢治がしばしば通ったという商店街は、かつてのにぎわいを失い空き店舗が目立つようになった。日常生活必需品もそろわず、遠くまで買い物に行くことのできない高齢者は住み慣れた町からの移住を余儀なくされる。そんな中で、「生まれ育った土地に最期まで住み続けたい。昔のように隣近所で支え合いながら仲良く暮らしたい(岩手日報より)」というお年寄りの声から始まったのが新長屋プロジェクトである。

地域住民が自ら会社を設立し、国の地域再生計画の認定を受けて、商店街の店舗5軒を再開発して、17戸の集合住宅と階下のテナント区画8区画からなる商店街の拠点施設を建設する。賃貸住宅には高齢者を中心に入居してもらい、分譲住宅、地権者住宅の入居者と世代間の助け合いのある人情豊かな現代風の長屋を創出しようというも

のである。テナント区画には地権者の画廊喫茶、きのこ山菜の店の他に、健康用品の店、地域の女性たちが新たに起業するコミュニティ・レストランと総菜屋(その名も「お助けキッチン」)などが入ることになっている。入居者は冬の東北の厳しい生活条件から逃れてまちなかの居住による利便を享受し、また階下で展開されるコミュニティビジネスに参加して働くこともできる。商店街のほかの店のお客として、また周辺の農村部とまちをつなぐキーパーソンとして、農産物や人の流れをつくる役割を果たすことが期待される。入居者の暮らしが生活を豊かに楽しくする。

互いに顔見知りの商店街での事業ゆえに、人間関係や利害の対立などから、構想から実現への道筋には様々な紆余曲折があった。しかし「ここを暮らしやすくして住み続ける」という関係者の熱い想いが事業を実現させた。全国で同様の問題を抱える地域は多いが、新しい道を切り拓く試みとして、エールを送りたい。

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)

なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

転換期のグリーン・ツーリズムの意義と課題

―持続可能な地域社会の実現に向けて―

視点

東洋大学社会学部長 青木 辰司

はじめに

政府観光庁の設置もあって、いよいよ遅まきながら、わが国でも国際観光の受け入れに注目が集まっている。「ニューツーリズム」という用語が最近目に付くようになったのも、これまでのマスツーリズムの問題性を踏まえたオルタナティブ（新たな観光）という考え方が、観光分野でも自覚されつつあることの証であろう。

「労」の割には「益なし」という認識が一般的であったのである。しかし、農林水産省の政策用語として提起されて約20年の歳月を経て、グリーン・ツーリズムは、全国各地に根付きつつある。「グリーン」の概念には、「自然」のみではなく、その地で自然と共に育まれた文化や、その創造を担ってきた人々が含まれている。

グリーン・ツーリズム政策が緒に就いたばかりの頃は、農山村では都市農村交流事業に対する負担感や抵抗感が強かった。農山村の人々のお持てなしが、暮らしか生業への圧迫となり、身を粉にして受け入れた

つまり、自然と一体となって営まれてきた人々の歴史的・文化的・社会的・経済的な営みの総体を捉え、その持続的な発展を、外部者との交流や知的・資金的・人材的な支援を多元的に引き込む「協発的」相互行

為を通して実現する手立てとして、グリーン・ツーリズムが有効と考えたい。

日常と非日常の循環的行動を意味するツーリズムは、人間の体における血液の循環と同様に、都市と農山村において「ヒト・モノ・情報」が行きかい、感動的な交流を通して新たな社会関係が構築され、伝統文化が再創造される。

その相互作用関係が、交流主体である「個」の社会的な自己実現に大きな影響を与える。こうした人間存在の社会的なダイナミズムが地域を

蘇生させ、ひいては細胞の活性化による人体の活性化と同じように、国家社会の活性化につながる。

こうした輻輳的な地域、国家社会活性化のダイナミズムに、グリーン・ツーリズムはその原動力的な意義と役割を担っている。成熟国家への遥かな道への確かな道標は、国家戦略の低迷に対峙した、個の自立的な協働の成果の共有にある。身近な実践から確かな信頼関係を築き、相即的な発展を持続化するための具体的な価値共有を通じた相補的、互酬的な実践の蓄積が求められる。

ツーリズム理念の未浸透

平成20年10月の観光庁の設置は、国の観光政策の展開における大きな

転換性を有している。観光政策において観光そのものの概念が多様化

論 説



青木 辰司 (あおき しんじ)

東洋大学社会学部長、NPO法人「日本グリーン・ツーリズム・ネットワークセンター」代表理事「農」を介した新しい都市農村交流を図り、西欧初発の理念や仕組みを参考に、日本の風土に根ざした実践支援に関わる。近年は、学生をはじめとして、次世代の人材育成を主眼とした様々な実験事業や、品質評価・支援に力を注ぐ。「グリーン・ツーリズム実践の社会学」・「グリーン・ツーリズム実践の社会学」(いずれも(株)丸善出版)、「転換するグリーン・ツーリズム—広域連携と自立をめざして」(学芸出版社)等、著書論文多数。農水省の各種委員長を務める。

し、その象徴的な用語が、近年多用されている「ニューツーリズム」である。この「ニューツーリズム」の構成要素としては、エコツーリズムや、グリーン・ツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光や文化観光、さらには長期滞在型観光があると指摘されている。

そもそもわが国の観光政策とは、観光産業従事者を対象として、その雇用の拡大と収益の拡大を通して地域経済さらには国内経済の発展をめざすものであった。その政策思想が1980年代のリゾート開発で極に達して、バブル経済の破綻と共に、「失われた10年」と呼ばれた、20世紀末の観光の停滞期に入ったのである。

表1は、観光とツーリズムの概念上の特質をまとめたものである。この表のように、観光とツーリズムに内包された概念上の相違を踏まえた具体的な事業展開が求められるが、実際は、両者の相違が必ずしも明確に認識されずに、それぞれの事業が自己展開している。

表1 観光とツーリズムの違い

Table with 3 columns: Item, Tourism, and Travelism. Rows include: Target (Indefinite majority vs. Specific minority), Time axis (One-time/short-term vs. Sustainability/long-term), Convenience (Important vs. Secondary), Purpose (Pursuit of narrow benefits vs. Diversification of regional vitality), Effect (Concentration vs. Dispersion), Relationship (Self-contained vs. Network), Topic (Quantitative expansion vs. Qualitative improvement), Value (Commodity value vs. Cultural value), Substance (Service vs. Human exchange), Characteristics (Capital investment vs. Resource utilization), Policy significance (Public infrastructure support vs. Public human resource support).

つまり、「滞在型観光」あるいは「生活観光」と、「体験型ツーリズム」の異同を明らかにすべきであり、特に「ニューツーリズム」として求められるのは、ゲストの入り込み数を規制するくらいの覚悟である。感動的な交流を通し、質の高い「体感」がゲスト・ホスト両者の自己実現として活かされるためにも、相互交流機会が必要となるのである。

そうしたオルタナティブを具現化する上で最も大切なことは、ホスト側の主体性の確立と、外部者との協働・共生・共感のダイナミズム創造の担い手の育成である。観光振興論の中心にある「エージェント支配」からの脱却も肝要である。つまり、ニーズ主導、あるいはマーケティング重視論、さらには「着地型あるいは、発地型観光」ではなく、「協発型観光」への展開である。

論 説

実践の質の充実・向上を

「農林漁家民宿お母さん百選事業」最終年度の今年2月、全国の農林漁家民宿の中から、52名の秀でた「お母さん」が選出され、その数が全体で100名に達した。全国で3000戸にも及ぶ農林漁家民宿は、スキー客や釣り客を対象とした比較的長い経歴を持つものから、最近開始したものまで、千差万別である。

この他に、民宿業の許可を得ていない民泊も増加しており、農家レストランとの兼業の民宿や、各種体験メニューをこなす民宿もある。こうした多様なグリーン・ツーリズム事業主体が、それぞれの品質を高めあう工夫と努力を怠れば、「安かろう、悪かろう」の評価が定着するだろう。

選定された「お母さん」達は、旅館の「女将」のようなサービスではなく、家族的な雰囲気や大事にして、「身の丈」の「おもてなし」をさりげなく提供する。そうした人間的な

対応力や適応力が評価されたのである。

しかし、国際的な交流が進み、海外からのゲストの増加が予想される中、国際基準を踏まえた品質評価の仕組みづくりも課題となってきた。客室や浴室、トイレの衛生管理、食材や調理法を工夫した個性的な食の提供、多様なコミュニケーション力、インターネットやクレジットカード利用による利便性の向上等、品質向上に向けた評価手法の確立と、支援体制の充実が求められる。

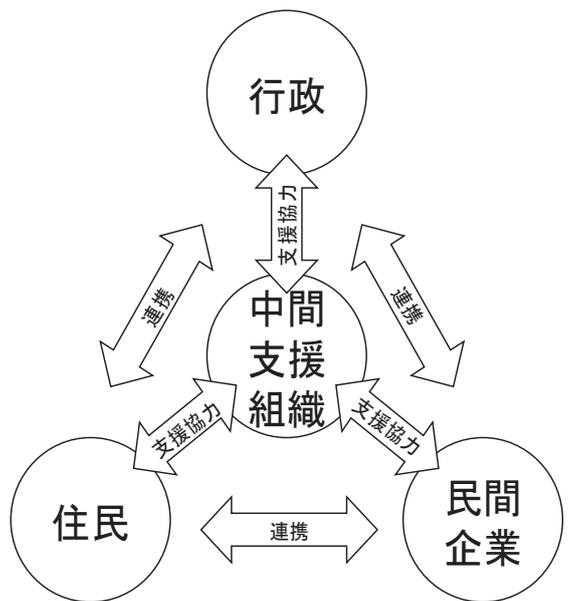
まずは、100人の「お母さん」のネットワークを充実し、独自の評価支援を行う仕組みが必要であり、仮称「日本ツーリズム評価支援機構」の立ち上げが求められる。そして民宿に限らず、レストランや体験内容、教育体験旅行等の関連事業の評価支援をも視野に入れた品質評価の推進が急がれる。

人材確保と中間支援機構の課題

20年近い多様な実践の積み上げによって、「日本型グリーン・ツーリズム」には、多くのバリエーションが生まれつつある。それは、①社会的自己実現型（農家民宿や民泊、レ

ストラン等）、②労働貢献型（日本型ワーキングホリデー等）、③学習型グリーン・ツーリズム（ツーリズム大学等）、④教育体験型（教育体験旅行、修学旅行、「農山漁村子ど

図1 ツーリズム中間的推進・支援組織関連



も交流プロジェクト）、⑤資源活用型（滞在型市民農園、ホテル・学校施設・空家・古民家活用）、⑥「人間福祉」型（保健・医療・セラピー・安らぎ・癒し・自己発見の場）の6つである。

西欧社会のような成熟した余暇文化を有しない日本では、グリーン・ツーリズムの収益を一気に拡大することは、極めて困難である。民主党政権で検討されている、連続休日の地方分散化策も、基本的には、休日が特定化する現実への解消には至っていない。

こうした余暇の現状下では、農林漁家が専業としてのグリーン・ツーリズムビジネスを目指すことより

も、「身の丈」の投資や経営に徹し、規模を抑えて「心ある人々」との交流を楽しむ、「社会的自己実現」を楽しむ「ゆとり」が必要であろう。

近年では、教育体験旅行需要の拡大や、「農山漁村子供交流プロジェクト」の展開、滞在型市民農園への需要増大によって、グリーン・ツーリズムの収益性の高まりも見られる。

その反面、行政やNPO法人の担当者や、受け入れ業務に追われ、「自転車操業」になりつつあることも、危惧される。

各実践者の個別事業目標をどこに置き、地域レベルでの事業目標をどのように設定するか、そしてその収益を確保するために、どのような対

論 説



△遠野市宮代集落にある「茅葺屋根のごみ置き場」

象をターゲットにしてマーケティングするが、重要になってきている。そうした事業展開を専門的に担うべきは、個別実践者と行政の中間にある組織であろう。この中間支援機能を担う人材の確保とその持続可能な組織化が、日本のグリーン・ツーリズム実践の根幹的課題である。

総務省や農水省の交付金事業で各種の人材派遣事業が展開しているが、事業年度終了後の人材流出や、人材の資質向上の研修機会の確保等、課題も少なくない。先進的な人材確保の例は、イギリスの事例にも見られるが、要は安定的な人材確保の回路をどのように設定するのか、全国的な人材ストックと派遣機能を担う組織が必要となっている。

先端自治体による「地域主導」の「協発的発展」を

岩手県遠野市宮代集落に、「茅葺屋根のごみ置き場」がある。集落の祭りの衰退やマンネリ化が見られた

この地に、5年間で述べ200名以上の本学学生を、私の必修選択授業の一環で送り出し、学生の提案で地元住民との協働の結果、散乱していたごみ置き場に、新たな伝統的建造物が創生されたのである。

こうした協働によって、集落の祭りの活性化や、農村民泊の創出、さらには住民主体のむらづくりである、「遠野宮代プロジェクトやかまし村」が誕生した。地域内部の人々の豊かな生活文化の機微に触れ、人々の思いを外に繋げ、「上質の」外部者との感動的な交流を基軸として、価値と感動を共有し、それぞれの思いをそれぞれの資質を昇華し合って新たな文化を創造する。

「協発的発展」とは、そうした地域内外の人間交流を基軸とした

ダイナミズムによって、具現化するものである。昨年度から筆者のゼミは、熊本県・人吉球磨地域のツーリズム資源活用調査を開始し、今後継続して提案型のツーリズム資源活用調査を行う予定である。こうした学生等の人材を、地域で活かすきるコーディネート力と、地域内の各セクターの連携を通じた、地域マネジメントを具現化する人材の育成が、喫緊の課題である。

また、学生を対象とした人材派遣事業が、英国の大学で伝統を有する「ギャップイヤー」(1年間あるいは半年休学して地域貢献を行う)や、長期インターンシップ制度の創設、社会貢献カリキュラムの創出といった、大学教育における社会貢献・社

おわりに

グリーン・ツーリズムとは、単なる農村観光事業ではない。1980年代、国連で提起された「持続可能性」とは、「現世代が次世代にとってより望ましいあり方を作ること」と定義されている。今を生きる我々世代が、未来を生き抜く次世代に残せるものは何だろうか？

「命と心を紡ぐ感動交流物語」。「農」の多面的な営みに潜む多面的価値こそ、切れつつある人々を、も

会的自己実現型カリキュラム編成との一体的な制度創生が期待される。

さらには、双系の人材確保のためのリクルート、継続的な人件費確保の支援政策、さらには行政、民間企業・団体、NPO、大学、メディア間の多元的人材交流の活性化といった、流動的な人材活用と育成策を大胆に行うべきであろう。「NPO法人日本グリーン・ツーリズムネットワークセンター」は、2007年度から岩手県遠野市及び熊本県山江村、静岡県川根本町から各1名の職員派遣により、全国的なグリーン・ツーリズムのネットワークの先端的業務の遂行を行っている。こうした民間との人材交流こそ、連携事業創出の要である。

う一度紡ぎ返す動力になるものである。生の実感を体感し、響きあう心を回復する。乾ききった都市社会の中で、もっと人間的に、もっと幸せな実感をもつためにも、心から交流を楽しむ「歓交」を通して、協働行為による地域創生を図る。そうした「協発的歓交」の理念を、グリーン・ツーリズムに定位することこそ、持続可能な地域社会の実現にとっての、不可避的課題といえよう。

政策解説

過疎法の拡充・延長について

—「ソフト事業」へ対象を拡大—

前総務省過疎対策室長(現兵庫県環境担当部長) 佐藤啓太郎

過疎法の一部改正(拡充延長)の成立まで

過疎法は、1970年に全会一致の議員立法により制定された「過疎地域対策緊急措置法」以後、「過疎地域振興特別措置法(1980年)」「過疎地域活性化特別措置法(1990年)」、そして現行の「過疎地域自立促進特別措置法(2000年)(以下「現行過疎法」という。)」と、全会一致の議員立法として10年単位の法律が四次にわたって制定施行されてきた。これに基づき、40年間にわたって過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の三者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、一定以上の成果を上げてきた。

もっとも、過疎地域では、1990年代前半に一時期緩やかになった人口減少も再び加速し、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によっては存続が危ふまれる集落の増加など抱える課題が一層深刻さを増す中、現行過疎法は、今年3月末で失効期限を迎えることとなった。

失効を控え、全国過疎地域自立促進連盟(会長…村井仁長野県知事)をはじめ全国町村会など地方六団体、各都道府県、各市町村などから

新法制定に向けた切実な提言・活動が展開された。また、各県単位での総決起大会も開催の数が全国で17にも及び、過疎対策の継続・拡充を求める声は現行法の制定時にも増して悲鳴のような声として発信された。

こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための、現行過疎法を拡充延長する法律案は、各会派の実務責任者協議会での三度にわたる熱心な協議を経て取りまとめられ、本年1月22日までに各会派で了承された。

国会では、3月2日衆議院総務委員会委員長提案の法案として提出され、当日の本会議に緊急上程、全会一致で可決、3月9日の参議院総務委員会及び3月10日の参議院本会議でも全会一致で可決、成立、3月17日公布され、4月1日施行された。

また、衆議院総務委員会での法案可決に際しては委員会決議「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」が、参議院総務委員会に可決に際しては附帯決議が、いずれも全会一致で採択された。

過疎法拡充延長の具体的内容について

「過疎地域自立促進特別措置法の

一部を改正する法律」の具体的内容は以下の通りである。

1、過疎債等の特別措置の拡充

(1) 過疎債について

【施設の整備(ハード)の対象追加】

イ 過疎対策事業債の対象施設に、法律で①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設を追加するとともに、小中学校の校舎等の整備の際に必要だった統合要件を撤廃している。これらについては、過疎市町村からの要望に応えるとともに、子育て支援、文化振興、緑の分権改革といった時代の要請に対応したものとなっている。(注)政令で「市町村立の幼稚園」を追加している。

【いわゆる「ソフト事業」への対象拡大】

これまで過疎債の対象は、基本的に施設の整備に係るもの及び出資に限られていた。改正法の12条2項(8頁(参考)参照)では、過疎市町村から以前より強く要望されていた「ソフト事業」への過疎債の充当を可能とした。対象となるソフト事業は、地域医療の確保や住民の足の確保、集落の維持及び活性化など住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図

政 策

現行過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）の拡充延長について

1 経 緯

- 平成22年3月末で失効する現行過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
 - ⇒ 議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
 - ⇒ 衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決され、3月17日に公布され、4月1日施行。

2 法律の概要

- 現行法の失効期限の延長
 - ・6年間の延長 ⇒ 平成28年3月31日まで
- 平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加
 - ・現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加（S35～H17の人口減少率が△33%以上（高齢者比率が一定以上、若年者比率が一定以下の場合△28%以上）又はS55～H17の人口減少率が△17%以上、及び財政力指数が0.56以下）（⇒58団体が追加の見込み）
- 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充
 - (1)過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充
 - ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
 - (2)過疎対策事業債の対象施設の追加
 - ・図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃
 - (3)国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例の拡充
 - (4)地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充
 - ・(3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加
- 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し
 - ・過疎地域自立促進方針（都道府県が策定）、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など
- 施行期日は平成22年4月1日（※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行）

るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画（市町村議会の議決を要する。）に定めるものとされている。各市町村において地域の実情に応じて創意工夫を凝らした取り組みを支援するもので過疎地域の自立促進、維持・活性化に活用いただけるものと期待している。

なお、こうしたソフト事業を実施するために設置する基金を積立てる場合の経費も過疎債の対象とされている。

ただし、各市町村毎の過疎債（ソフト分）の発行限度額は、人口、面積、財政状況などの条件を考慮して総務省令で定める額とされている。現在、総務省において具体的検討を進めているが、衆議院総務委員会の決議では過疎債（ソフト分）について、①特に、ソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。②過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取り組みを十分尊重すること。が決議された。こうした立法者の意思を踏まえ、過疎市町村のソフト対策が十分かつ適切に実施できるような具体的な制度設計が求められる。

①市町村の行政運営に通常必要と

策 政

される組織維持・内部管理に要する経費

②法令に基づき実施が義務付けられている事務に要する経費

③地方債の元利償還金

④貸付事業等償還財源が見込まれる事業(該当範囲)

といった経費は該当しないとす

向で検討中である。

また、各市町村ごとの限度額については、当該市町村の留保財源額が不足する分の一定割合を限度額とする方向(発行限度額 \parallel 前年度の基準財政需要額 $\times(0.56 - \alpha) \times 1/3$)の一定割合 $\alpha \parallel$ 直近の財政力指数、 $0.56 \parallel$ 過疎地域指定の財政力指数上限)で検討中である。また、右の算式により算出額がゼロあるいはゼロに近い数字となる市町村となるところもあるため、一定の最低保証額(3,000万円程度)を設ける方向である。

さらに、合併団体については、合併前の過疎地域であった旧市町村の状況を反映させるための工夫も講じる見込みである。

〔参考〕

○12条2項

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来に

わたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができ。

(2) 税制上の特例及び地方交付税の減収補填

過疎地域において企業立地による雇用の確保を図ることは容易ではない。今回の改正では所得税・法人税の特別償却及び地方交付税の減収補填措置の対象事業にいわゆるコールセンター(情報通信技術利用事業)を追加した。コールセンターは雇用の確保に即効性があり近年離島も含め過疎地域での立地が進みつつあるこ

とから政府税調において対象として認められた。なお、現行過疎法の下で適用実績の乏しかったソフトウェア業については対象から除外された。

2、過疎地域の要件の追加

平成17年の国勢調査人口をもとに地域指定要件の追加を行った。なお、改正法では、現行法の仕組みに基づく地域指定も継続されるため、現在の過疎関係市町村は引き続き過疎関係市町村として継続する。ただし、全域が過疎地域とみなされる市町村のうち財政力指数が一定以上の団体としてその適用が5年間に限るとされている団体は期間経過後は一部過疎市町村となる。

改正法で追加した人口要件及び財政力要件は、現行法における要件設定の考え方に倣ったものである。期間設定については、①昭和35年から直近の国勢調査までの期間、②直近25年間の二つを採用し、減少率並びに高齢化比率及び若年者比率については、当該期間の人口減少団体の平均値を基準に設定している。また、財政力要件については、これも現行法の考え方に倣い、直近3力年の全国平均を基準に設定している。

今回追加する要件を新たに満たすこととなる団体は全国で58団体となった。

その結果、平成22年4月1日現在の過疎市町村数は776団体、うち「一部過疎市町村」から「全域過疎市町村」となる団体が15団体、「みなし過疎市町村」から「全域過疎市町村」となる団体が28団体となった。

3、地方分権改革への対応

平成21年12月15日に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に対応して、過疎地域自立促進方針・計画等の策定の義務付けを廃止(いわゆる「できる」規定化)し、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の措置を講じている。

この改正については、一部過疎団体では、市町村や都道府県の過疎計画が「策定不要」になったのではないかと「策定不要」という大変な誤解が生じている。過疎債など過疎法に基づく特別な措置は過疎計画への位置づけ(特に、ソフト対策分の過疎債についてはより具体的な事業内容の計画への定め)が必要であり、過疎対策を実施しないという選択をした団体以外は計画等を策定する必要があるとの正しい理解をしなければならない。

4、失効期限の延長

現行過疎法の失効期限(平成22年3月31日)を6年間延長し、平成28年3月31日としている。法の適用期

政 策

間について、自民党は当初10年間(新法)を主張し、民主党は数年程度(3年)と主張していた。公明党には恒久法との主張もあった。法の適用期間については各党間で隔たりがあったが、協議の結果、最終的に6年間の延長で決着した。なお、各党間の議論では、改正法の適用期限である平成27年度末は、旧市町村合併特例法(平成17年3月31日失効)のもと平成16年度末までに合併申請を行い、翌平成17年度末までに合併した団体が合併特例債を発行できる期限であること等から、過疎市町村を巡る地方財政制度が転換期を迎えるタイミングと同期を法の適用期限とすることが望ましいとの議論も実務責任者協議会でなされていたことを付言しておく。

5、施行期日等

この法律は平成22年4月1日から施行することとされているが、失効期限の延長は、公布日から施行することとされている。

関係政省令の一部改正の具体的内容

1、過疎債対象施設の追加及び具体的内容の規定

先述のとおり、改正法により「認

定こども園」が過疎債の対象に追加された。子育て支援施設としては既に保育所と児童館が対象であったが、改正法案の内容がオープンになった後、自ら幼稚園を設置運営している過疎市町村から、認定こども園への移行も視野に入れ取り組んでいるが速やかな移行は困難であり、市町村立の幼稚園も過疎債の対象に追加してほしい旨の強い要望が全国過疎連盟等を通じて立法者に寄せられた。

各党派の過疎法実務責任者協議会では、これを受け協議した結果、政府に、「市町村立の幼稚園」を対象として追加することを求めることとされた。この実務責任者協議会の要請を受け、政府において政令の一部改正により「市町村立の幼稚園」を対象に追加したものである。

また、改正法では、「太陽光、バイオマスその他の自然エネルギー利用施設で政令で定めるもの」が対象に追加された。政令では①太陽光を電気に変換するための施設又は設備、②風力、水力を発電に利用するための施設又は設備、③地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱(地熱、太陽熱以外)を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備、④バイオマス又はバイオマスを原料とする燃料を熱源とする熱

を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備、⑤バイオマスを原料とする燃料を製造するための施設又は設備で、公用又は公共用に供するものを過疎債の対象として規定している。

小中学校の学校給食施設・設備についても改正法における校舎等の統合要件の撤廃と並びで統合要件を撤廃することとした(令6条関係)。

2、過疎地域から除外する基準

追加された要件に基づき新たに過疎地域の指定を受ける市町村について、公営競技の収益が20億円(現行13億円)を超える市町村を過疎地域から除外することとしている(令1条関係)。

しかし、今回、この基準に該当する市町村は存在しない。

3、国有財産の無償貸付の特例の適用期限の延長

小中学校施設についての国の普通財産の無償貸付の適用期限を6年間延長することとしている(改正令2条関係)

4、施行規則の一部改正

また施行規則(省令)の一部改正では、過疎法第33条第1項のいわゆる「みなし過疎」の基準について、

従来と同様に廃置分合前の過疎地域市町村の人口が3分の1以上又は面積が2分の1以上である場合等を定め、廃置分合前3力年の財政力指数の平均が0.56を超える場合に5年間に限ってみなし過疎の特例を講ずる財政力指数の上限を0.70以下とすることとしている。

(注) 改正過疎法第12条第2項の規定に基づき、各市町村毎の過疎債(ソフト対策分)の発行限度額を定める省令は、法の施行規則とは別に定められる予定である。

おわりに

法施行日である4月1日現在、前記(注)の省令は未制定だが、既述のとおり、現在、総務省の担当部局において鋭意作業中である。

改革は細部に宿るものであり、過疎地域市町村で創意工夫に富んだ効果的なソフト対策を速やかに実施できるよう、省令の早期制定は勿論のこと、過疎地域住民のいのちと暮らしを守り、国民のかけがえのない財産である過疎地域を維持・活性化させるため関係者が意欲的に取り組むことができるような制度設計がなされることを立法に関わった者として大いに期待している。

町村Navi

秋田県五城目町

循環バスで町を満喫 試験運行スタート

町内の観光地や商業施設、温泉などを巡る循環バスの試行運転が4月3日から始まった。役場近くの五城目バスターミナル（BT）で、出発式が行われ、町民や関係者ら約100人が運行開始を祝った。バスは、秋田中央交通の子会社、秋田中央トランスポートが、土日、祝日に限り運行する。循環バスは、16人乗りの小型バスを使用。五城目BTを発着点に、約2時間半かけて三つの温泉施設、道の駅五城目などを巡る。

ルートは、馬場目地区を先に回る「杉っこコース」と富津内地区を先に回る「湯っこコース」の2ルート。月替わりで、運行時間が変わる。杉っこコースのみ、5月から10月まで、映画「釣りキチ三平」のロケ地のかやぶき民家や、近くオープンする農家レストラン「清流の森」などを巡る。

循環バスは、観光客や買い物客向けにトランスポート社が自主運営するもので、町は循環バス用に観光パンフレットを作成するなど側面支援をする。来年3月までの試行運転で、本格運行が決まる予定。原則、運行ルート内ならどこでも乗り降りできる。1回の乗車は中学生以上500円、小学生以下100円。乳児は無料。運行ダイヤなどの問い合わせは秋田中央トランスポート五城目営業所TEL（018-1852-2110）

長野県筑北村

「村づくり推進室」を新設

村はこのほど、人口増加対策などの重要課題に一体となって取り組むため、各課の「つなぎ役」としての機能を持つ「村づくり推進室」を設置した。村ではこれまで、一つの担当課でそれぞれの課題を解決するよう取り組んできたが、今後は町内の「横のつながり」を重視して多面的に問題に取り組むことを目指す。

村づくり推進室の設置は、昨年10月の村長選で交流人口の増加などを公約に掲げて初当選した飯森紀元村長が主導して取り組み、12月議会で設置条例が可決。2月1日に室長1名（総務課長が兼務）、職員2名の体制で設置された。今年度からは、副村長が室長を兼務し、職員も3名に増員。計4名の体制で、①都市との交流推進などによる人口増加対策②健康寿命の延伸③村内にある3つの温泉施設の経営改善④地域資源を活かした産業振興などの課題に各課と連携して取り組んでいく。

長野県高山村

「アンチエイジングの里」開設へ

村は、温泉や農産物、ワインなど村の観光情報を全国発信する拠点として信州高山アンチエイジングの里、「スパ・ワインセンター（スパイン）」を4月25日にオープンする。健康づくりが注目される中、村では、老化を少しでも遅らせ健康的に高齢することなどを

内容とする「アンチエイジング（抗加齢をコンセプトに、村の地場産品や温泉、自然環境などの地域資源を活用して魅力ある観光などの産業振興と村民の健康づくりを併せて進めたい考え。

小林一茶ゆかりの里として知られる村には山田温泉、七味温泉、五色温泉など八つの温泉があるほか、ワイン、ぶどう展示圃場や有機栽培の農産物などの地域資源がある。このため、廃業した旅館を改造し、観光情報の拠点として同センターを開設する。センターには、農産物の販売やギャラリー、休憩コーナーのほか、「足湯喫茶」も設けた。また、村の「健康づくり講座」も増やすなど、産業振興と村の健康づくりの一石二鳥を狙う。

静岡県吉田町

企業会計に準じた 財務諸表を公表

町ではこのほど、企業会計的な考えを取り入れた新たな四財務諸表を作成した。同財務諸表は、毎年度作成している「歳入・歳出決算書」と、普通交付税算定にも用いられている「決算統計」を活用して作成するもの。町の歳入・歳出決算書は一年間の現金の動きを追って作成するため、町の資産や債務の残高が分かりにくかった。

今回作成した四つの財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書。これにより、過去から現在に至る資産や債務の残高、町民にサービスを提供するために発生したコスト情報等を把握できるようになった。

財務書類によると、町民一人当たりの「資産」は251万8000円で、「負債」は72万5000円、「純資産」は179万3000円だった。また、町民一人当たり40万7000円の行政サービスを提供していた。

熊本県五木村

議員に成果報酬導入条例を 制定

村は、議員報酬に「成果報酬」を導入する条例を制定した。議員立法で賛成5、反対4の賛成多数だった。4月1日施行。

成果報酬の導入は競争意識を高めるなど議会・議員の活性化が狙いで、こうした制度の創設は全国でも初めてとみられる。

具体的には、議員報酬を定額報酬と成果報酬に分け、議長が指名する5名以内の外部の評価委員が一般質問の内容などを基に、年に一度三段階で評価。「規則」で定めた評価項目には、一般質問の内容のほか、政策提案や地域活動への参加、議会改革への取組みの有無、委員会等での質問・質疑の内容などがある。

成果報酬は、議長、副議長、一般議員の各レベルとも、成果が「優秀」と評価されると満額が、「良好」ならば半額が支給されるが、「普通」と評価されるとゼロ円となる。例えば一般議員の場合は定額報酬が月額17万円。成果報酬は「成果が優秀」の場合は月額5万6000円だが、「良好」では同2万8000円となり、「普通」だとゼロ円だ。

随 想



伊根町が伊根町として
在り続けるために

京都府伊根町長 吉本 秀樹



伊根町は京都府北部、丹後半島の北端に位置し、東から北は日本海に面し、南は宮津市に、西は京丹後市に隣接しています。面積は62・00km²で、約80%が森林、人口は2、600人足らずの小さなまちです。昭和の合併で4つの村が合併して誕生した伊根町は、内陸部には二級河川の「筒川」を中心に農地が広がり、小規模集落が点在しています。また、美しい海岸線のわずかな平地に漁業集落があり、府下有数の漁業の町を形成しています。この海と山の雄大な自然と、人々の温かな繋がりに包まれた暮らしが私たち町民の誇りであり、財産です。

伊根町は特に漁業の町として繁栄してきました。また、全国的にも有名な「舟屋」の景観や、「浦嶋太郎伝説」「徐福伝説」の他にも民俗芸能、衣食住にかかわる有形・無形の文化財など多くの資源がそのまま残された魅力ある町です。平成5年には、

NHKの連続テレビ小説「ええにょぼ」の全国放送により、交流人口が増加しましたが、現在は25万人前後で横ばいの状態が続いています。平成の合併論議において、私は、町会議員2期目で1市4町の合併を推進する立場の与党派に所属していましたが、その協議が不調に終わり、その後持ち上がった1市1町の合併論議では、町内を二分する激しい論争があり、合併の可否を問う住民投票を行いました。結果は合併に反対が賛成を上回りましたが、その後合併を推進する請願が出されました。私は住民投票の結果を重く受け止め、不毛な混乱を続けることに終止符を打ち、単独の町として生きることを決意しました。単独の町づくりを住民の総意とした町の一体感を醸成し、身の丈にあったまちづくりに邁進しようとの思いで立候補し、この職責を担わせていただくことになりました。

合併論議は、三位一体の改革の中で、地方交付税の大幅削減が行われ、これが合併しないとやっていけないという大きな理由でした。私が就任したとき、周りから「伊根町は赤字再建団体になる」とか「消えてなくなる」などと言われ内心では正直恐ろしい思いをしました。しかし、「伊根町が伊根町として在り続けるために」との思いから健全財政確立をま

ちづくりの第一目標として町民一人ひとりの理解を求めました。町民、議員、職員一体となり財政再建プランを着実に進めるとともに、まちづくりの為借金もする、しかし、借りの額を返した額以下に抑えれば、借金は減ります。入ってくる額以上に

出さなければ、残りは貯金できます。単純なことですが、やるかやらないかです。就任時の一般会計地方債残高39億6、240万円が29億6、218万円に減少、財政調整基金4億1、804万円、減債基金34万円であったものが、僅かずつですが、増加しています。

では「の感覚を捨て」「これからは」の意識を持って訓示しています。すなわち職員自ら地域の課題をみつ

また、町民税の超過課税やし尿汲取り料、保育料、住民票や各証明手数料などについても、引上げ前に戻すことができ、皆さんのご理解による賜物と深く感謝しています。

職員にも合言葉のようについ「いまま



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払 (12回) も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR
型式	MH22S
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)
年齢条件	30歳以上担保
運転手限定	家族限定
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱一括払



加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
限定A(割引適用済)	—	3,960円
(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327